

東近江公共職業安定所における紹介状の誤交付について

滋賀労働局（局長 辻知之）は、東近江公共職業安定所（以下、「東近江所」という。）における個人情報を含む文書の誤交付について、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

記

1 概要

平成 27 年 4 月 14 日、東近江所において、求職者 A さんに紹介状を交付する際、別の求職者である B さんの氏名を記載した紹介状を手交するという誤交付事案が発生した。

＊ 紹介状には、B さんの氏名及び求職番号が記載されていた。

2 事実経過等

（１）平成 27 年 4 月 14 日、東近江所担当職員 C は A さんの職業相談を行った。

その際、A さんが D 社への応募を希望したため、ハローワークシステムで紹介状を作成し、A さんに交付した。（※職員 C は、誤ってハローワークシステム画面に残っていた B さんの入力画面から紹介状を出力し、確認が不十分なまま交付した。）

（２）同月 16 日、A さんから東近江所あてに D 社での面接時において、D 社の採用担当者より、紹介状には B さんの氏名が記載されているということを指摘されたと電話で連絡があり、この時点で誤交付が判明した。

（３）同日、東近江所に A さんが来所され、東近江所職員 E は、誤交付された紹介状を回収の上、謝罪し、了承を得た。

（４）同日、東近江所庶務課長及び職員 E は、D 社を訪問し、D 社の採用担当者に誤交付について謝罪し、了承を得るとともに、A さんの紹介状を交付した。

（５）同日、東近江所庶務課長及び職員 E は、B さん宅を訪問し、B さんに経過等を説明の上謝罪し、了承を得た。

3 再発防止策

（１）平成 27 年 4 月 17 日、東近江所長から全職員に対し、本件の概要について説明を行うとともに、保有個人情報の適正な取扱い、本人確認の励行等基本動作の徹底を指示した。

（２）同月 20 日、所長から改めて全職員に対し、紹介状の誤交付に至った経緯説明、ハローワークシステムの操作上の留意点等を説明し、注意喚起を図った。

（３）再発防止策として、紹介状本票の余白にチェックボックスを設定し、本人の氏名及び求人事業所名をチェックし、本人に紹介状を手交することを徹底した。

（４）滋賀労働局においては、再発防止を図るため、平成 27 年 4 月 17 日に文書により、局内部・室長、各労働基準監督署長及び公共職業安定所長に対し、本事案の概要を周知し、作業手順に基づいた対応の徹底など個人情報の適切な取扱いを指示した。

[担当]

滋賀労働局職業安定部職業安定課
職業安定課長 林 行宏
電話 077-526-8609